

放課後児童会入会案内（令和5年度）

柏原市では、保護者が労働等により昼間家庭にいない柏原市立小学校に就学している児童を対象に、当該小学校において放課後児童健全育成事業（以下「児童会」という。）を実施しています。

(1) 入会基準（要件）

※令和5年度より入会基準を変更します。詳細は別紙参照。

市内小学校に在籍する児童（1～6年生）の保護者が次のいずれかの事由に該当し、昼間に児童を保育できない状態が3か月以上継続すること。

① 15時以降まで（通勤時間を含む）就労している日が、通会曜日の間で、月に15日以上ある場合※

※ 家庭にしながら保育が困難な場合を含みますが、育児休業中の場合は該当しません。

② 障害、長期入院又は疾病により、児童を監護することが困難な場合

③ 同居の家族を常時介護又は看護している場合

④ 求職活動を行っている場合

⑤ 就学中（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）である場合

⑥ 出産前後（産前6週の属する月の初日から産後8週の属する月の末日）である場合

(2) 開会期間、開会時間および休会日

① 開会期間 令和5年4月3日 ～ 令和6年3月31日の月～土曜日

② 開会時間 月曜日～金曜日 授業終了後～17時まで※

土曜日、学校休業日（夏休みなど） 8時～17時まで※

※ 11、12月は16時45分までの開会となります。

※ 18時30分までの延長利用（1日150円）が可能です。詳細は、(8)「延長利用について」

③ 休会日 日・祝日、4月1日（準備日）、お盆（8月11日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日）、学校行事がある土曜日（体育大会、参観日）、その他（気象警報の発令時、学級閉鎖など）

(3) 負担金や諸費用

① 負担金

通会区分	負担金	多子軽減
月曜日～金曜日まで通会	1人あたり 5,000円/月	同一世帯で2人以上の児童が入会する場合、 2人目以降は半額。
月曜日～土曜日まで通会	1人あたり 6,000円/月	

ア その月に1日でも在籍している場合、出欠にかかわらず、その月の負担金は納付する必要があります。

イ 通会区分を変更する場合は、「変更届出書」を提出してください。変更は届出翌月から適用となります。

ウ 退会する場合は、「退会届出書」を提出してください。月途中で入退会等をされた場合も、その月の負担金は全額納付する必要がありますので、必ず退会を希望する月の末日までに提出してください。

エ 負担金を滞納したときは、条例に基づき、出席停止・入会許可の取消しをすることがあります。

② 負担金の支払い方法など

納期限：毎月末日（12月のみ25日頃） ※末日が土・日・祝日の場合は翌営業日

支払方法：原則、口座振替での納付（口座振替が可能となるまでは納付書での納付）

口座振替は、「口座振替依頼書」を指定金融機関に提出後、依頼書が金融機関から市役所に届いた月の翌月分から開始となります。

③ 諸費用

スポーツ安全保険掛金、おやつ代（保護者会管理）などの実費徴収があります。

スポーツ安全保険（年間1,000円。児童会で支払い）とは、児童会活動中や帰宅経路上（通学路を通らない場合や、塾へ寄ってから帰宅する場合などは適用外）で事故にあった場合等に、入院・通院1日目から補償される傷害保険です。

(4) 負担金の減額・免除（年度ごとに手続きが必要）

減免の適用を受けるには、「柏原市放課後児童会減免申請書」の提出が必要です。

◎ 減免基準と必要書類（令和5年度の減免申請は令和5年1月10日（火）から随時受付）

減免対象世帯	減免額	必要書類	手続き
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	全額	生活保護受給証明書	市役所 子育て支援課
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		受給証明書	
震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、負担金を納付する能力を失ったと認められる世帯		市町村が発行する罹災証明書等	
前年度分の住民税 非課税 世帯		不要	
前年度分の住民税 均等割のみ課税 世帯（所得割は非課税）	半額	ただし、令和4年1月1日以降に柏原市へ転入された場合は、基準日時点住所地での令和4年度の住民税課税状況が分かる書類（公簿で確認できる場合を除く。）	

※ 負担金の減免は、年度ごとに手続きが必要（4月当初からの減免は、3月までに申請された方が対象）。

※ 負担金の減免が承認された場合、申請月の翌月からの適用となります。（遡及して減免はできません）

(5) 入会手続き

① 入会までのながれ

ア 4月から入会を希望する場合（現在通会中の方も毎年申請が必要です）

申請受付期間	受付期間： <u>令和5年1月10日（火）～1月31日（火）</u> ※受付期間を過ぎても申請は可能ですが、1次審査の対象外となり、4月当初から入会できない場合があります。
配布・受付場所	市役所子育て支援課（本庁2階23番窓口）、 <u>通学中・就学予定の小学校</u> 、 <u>通会中の児童会</u> 、 <u>通園・通所中の認定こども園等</u> （受付は公立に限る） ※受付期間を過ぎた場合は、 <u>市役所子育て支援課または児童会のみ</u> で受付
入会許可（不承諾）	<u>2月28日（火）市役所から入会許可（不承諾）決定通知書</u> 発送予定 ※各児童会の定員を超えて入会申請がある場合は、それぞれの世帯状況や学年等を総合的に勘案して入会必要度が高いと判断される順に入会決定します（先着順ではありません。）入会審査基準については柏原市ウェブサイトでご確認ください。 ※負担金を滞納している場合、入会申請は許可できません。
スポーツ安全保険加入 ※必ず手続きが必要	日時： <u>3月27日（月）、28日（火） 各日9：30～18：30</u> 場所： <u>各児童会</u>
新年度通会開始	<u>4月3日（月）8：00～（新1年生は、原則入学式の翌日4月7日（金）～）</u> ※新1年生は、保護者等の送迎があれば4月3日から通会可能です。 <u>希望される場合は「入学式前通会申込書」（入会許可決定通知書に同封）を提出してください。</u>
通会説明会 ※新規入会者が対象	日時： <u>4月6日（木）入学式後11：30頃～</u> 場所： <u>各児童会</u> ※必ず出席いただくようお願いします。資料配布のみの場合があります。

イ 5月以降に入会を希望する場合

申請受付期間	<u>入会希望月の前月15日まで</u> （15日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで）
配布・受付場所	市役所子育て支援課（本庁2階23番窓口）、 <u>各児童会</u>
入会許可（不承諾）	<u>入会希望月の前月22日頃</u> ※入会許可決定後、各児童会において、スポーツ安全保険の手続き等が必要になります。

② 入会申請に必要な書類

チェック	必要書類	対象者・留意事項
<input type="checkbox"/>	柏原市放課後児童会入会申請書	すべての方（児童一人につき1部） ※児童に特別な配慮が必要な場合は、子育て支援課にご相談ください。

【要件が就労の場合】

<input type="checkbox"/>	就労証明書	児童の扶養義務者のうち、就労されている方 ※外勤（在宅勤務を含む）の場合は、勤務先で証明を受けてください。 （自署は無効）自営の場合は、ご自身で証明をしてください。 ※自営・専従の場合、確定申告書の写しや営業許可証など、個人事業を営んでいることが分かる書類の提出を求める場合があります。 ※通会区分を月～土曜日とする場合、土曜日の就労が必要です。
--------------------------	-------	---

【要件が就労以外の場合】

<input type="checkbox"/>	医師の診断書、身体障がい者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳、介護保険被保険者証及びケアプラン等の写し など	児童の扶養義務者のうち、障害、長期入院又は疾病により、児童を監護することが困難な方
<input type="checkbox"/>	被介護者・被看護者の診断書、身体障がい者手帳等の写し など 介護、看護の状況や内容など、昼間から夕方にかけて児童の保育ができないことを説明する書類（自由様式）	児童の扶養義務者のうち、同居の家族を常時介護又は看護している方 ※確認のため、診断書等の提出を年に数回お願いする場合があります。
<input type="checkbox"/>	就労誓約書 ハローワークカードの写しなど	児童の扶養義務者のうち、求職活動中の方 ※求職活動中は3か月間のみ入会となり、入会期間中は月1回、求職活動報告書の提出が必要となります。提出がない場合や求職活動の実績が少ない場合、期間中に就労先が決定しない場合は入会を取消しますので、必ず毎月末までに報告書を提出してください。
<input type="checkbox"/>	学生証又は在学証明書 授業日数、時間等が確認できるカリキュラム等の写し など	児童の扶養義務者のうち、就学中の方
<input type="checkbox"/>	（共通）母子手帳の表紙 （産前）出産(分娩)予定日ページの写し （産後）出生届出済証明 ページの写し	児童の扶養義務者のうち、出産前後の方 ※出産予定日の6週間前の属する月の初日から、出産日から8週間後の属する月の末日までの入会となります。

(6) 入会後の届出等について

次のような場合は、必ず市役所子育て支援課または各児童会まで届出をしてください。

届出内容	届出書類
退会するとき	「退会届」 ※退会を希望する月の末日までに提出してください。
申請した内容を変更するとき ※延長利用の申込、通会区分・要件・住所・家族構成・緊急連絡先の変更など	「放課後児童会申請事項変更届出書」(要件変更の場合は必要書類も添付) ※変更希望する月の前月15日までに提出してください。 (15日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで)
就労証明の内容が変わるとき ※勤務時間、勤務先の変更など	「就労証明書」
その他の変更	市役所子育て支援課 (072-971-0042) までご相談ください。

(7) 児童会とSAS(スタディ・アフター・スクール)・のびのびルームとの併用について

- ① スポーツ安全保険は、児童会との併用が可能です。(SAS・のびのびルームの入会は各小学校での手続きになります。)
- ② SASに参加する日は、児童会でのおやつ提供はありません。おやつ代の返金もできませんのでご了承下さい。
- ③ SASに参加する日は、必ず児童会に出席してから各実施場所に移動することになります。
SAS終了後は、児童会に一度戻ってからの下校となります。

(8) 延長利用について

放課後児童会の利用時間は、通常17時(11月・12月は16時45分)までですが、延長利用の申請をすることにより、最長18時30分まで利用することができます。

申請方法	入会申請時に入会申請書の「延長利用希望」欄の「希望する」にチェックを入れてご提出ください。 ※入会途中で延長利用が必要になった場合は、「申請事項変更届出書」をご提出ください。						
延長保育負担金	児童1人につき1日あたり150円(きょうだい通会による多子軽減はありません)						
支払方法	延長保育負担金は毎月月末に利用状況を集計し、翌月にその月の負担金とあわせて請求します。						
留意事項	延長利用される場合は、必ず保護者のお迎えが必要となります。 ※18時30分までにお迎えがない場合は、延長利用ができなくなることがあります。 【延長利用しない児童】 学校終了 17:00(11・12月は16:45) <table border="1"><tr><td>学校</td><td>放課後児童会</td><td>児童だけで一斉下校</td></tr></table> 【延長利用する児童】 学校終了 17:00(11・12月は16:45) 18:30 <table border="1"><tr><td>学校</td><td>放課後児童会</td><td>延長時間</td></tr></table> <u>必ず保護者のお迎えが必要</u>	学校	放課後児童会	児童だけで一斉下校	学校	放課後児童会	延長時間
学校	放課後児童会	児童だけで一斉下校					
学校	放課後児童会	延長時間					

(9) 非常災害時等の対応について

気象警報	「大雨警報」、「暴風警報」、「大雪警報」、「暴風雪警報」又は「特別警報(大雨・暴風・大雪・暴風雪が対象)」が柏原市に一つでも発令されている、または発令されたとき。 (通り雨などですぐに解除されると予想されるときは下表のとおりにならない場合があります。)		
	警報発令時点	小学校がある日	学校休業日(土曜日・夏休み等)
	7:00(堅上は6:30)時点の発令	通会見合わせ	児童会は休会
	10:00時点の発令	児童会は休会(10:00までに登校となった場合は開会)	
	10:00~13:15の発令	小学校が下校となった場合は児童会は休会(学校対応)	
児童会開会中の発令	順次児童会から保護者へお迎え要請(電話・はなまるメール) 全児童の引き渡し後閉会		
地震	震度5弱以上の強い地震が発生した場合は休会となり、お迎えを要請するなど小学校の措置基準に準じた扱いとします。		
感染症	感染拡大防止のため、感染症にかかった児童は小学校の出席停止期間中は通会できません。また、学級閉鎖中の学級の児童は通会できません(学級閉鎖対象外のきょうだいは通会できます)。		

問い合わせ先

柏原市 子育て支援課 子育て支援係(市役所本庁2階23番窓口)

電話 072-971-0042

市ウェブサイトはこちら→

